

ご存じですか？

国民健康保険

短期保険証制度

国民健康保険は、加入者の方の負担する国民健康保険税と国、県および町の負担金で運営しています。

国保税を納めない方がいると相互扶助の制度が成り立たなくなるとともに、国民健康保険自体の運営ができなくなってしまう。

加入者の方々の公平な負担のために、国保税に未納がある世帯には短期保険証制度を適用しています。

この制度は、平成17年度の場合、保険証の定期更新日である昨年の11月1日までに、

16年度以前の国保税の未納分がある場合には、未納がなくなるまでは、有効期間が1年の通常の保険証に代わり、3か月の短期保険証を発行するというものです。

なお、この短期保険証は3か月ごとの更新となります。そのため、その都度保険年金課および収税課窓口にて、納税と納付相談をしていただく必要が生じますので、納め忘れのある方は、なるべく早めの納付をお願いします。

● 保険年金課 国民健康保険係 2162

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成17年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料および過去10年以内の追納保険料（保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた方が対象）などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られたはがき等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 2月22日(水) 13時～16時

場所 役場3階第3会議室

● 保険年金課 国民年金係 2164

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 2月28日

国民健康保険税 8期
介護保険料 8期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、役場収税課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、役場収税課または取扱い金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

● 収税課 2156

下水道事業受益者負担金の納期のお知らせ

第4期 納付期限 2月28日

納付は納期限までにお忘れないうようお願いいたします。

● 都市整備課 下水道管理係 2432

年金を受給されている方の各種届け出

《こんなとき
こんな届け出を》



年金を受けている方には、次のような届け出が必要になります。年金を正しく受け取るため、必ず届け出をしましょう。

● 大宮社会保険事務所
☎ 652-4711

届出を必要とするとき	届出の種類	届出先
誕生日がきたとき	年金受給権者現況届	社会保険業務センター
住所や受取場所を変えるとき	年金受給権者住所・支払機関変更届	大宮社会保険事務所
年金証書を汚したり、なくしたとき	年金証書再発行申請書	大宮社会保険事務所
氏名が変わったとき	年金受給権者氏名変更届	大宮社会保険事務所
2つ以上の年金を受ける権利ができたとき	年金受給選択届	大宮社会保険事務所
就職・転職したとき	「年金手帳」を事業主に提出（資格取得届）	事業主から社会保険事務所に
失業給付・高齢雇用継続給付を受けるとき	老齢厚生・退職共済年金受給権者支払停止事由該当届	大宮社会保険事務所
特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、65歳になったとき	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	社会保険業務センター
66歳以後に支給を繰り下げて年金を受け取りたいとき	老齢基礎・厚生年金支給繰下げ請求書	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注1）
年金を受けている方が亡くなったとき	年金受給権者死亡届	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注2）
亡くなった方が受け取れるはずであった年金が残っているとき	未支給年金・保険給付請求書	大宮社会保険事務所 伊奈町役場（注3）
遺族年金が受けられるとき	遺族年金（給付）裁定請求書	大宮社会保険事務所

(注1) 国民年金第1号被保険者期間のみの場合
(注2) 旧国民年金法による年金を受給されていた方が亡くなった場合
(注3) 旧国民年金法による年金(障害・母子・準母子・遺児・寡婦)を受給されていた方が亡くなった場合

児童 特別児童 扶養手当を支給します

児童扶養手当とは？

父親のいない家庭や、父親が一定の障害の状態にある家庭の子どもの母、または母に代わってその子どもを養育している方に支給される手当です。この手当を受けられるのは、次のいずれかに該当する子どもを育てている場合です。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父が死亡した子ども
- ・ 父に一定の障害がある子ども
- ・ 父の生死が明らかでない子ども

- ・ 父に1年以上遺棄されている子ども
- ・ 父が法令により1年以上拘禁されている子ども
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した子ども

ただし、次のような場合には、手当を受けられません。
 ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
 ・ 申請する方が公的年金を受給することができるとき

- ・ 子どもが父または母の死亡について支給される公的年金を受けられるとき
- ・ 子どもが父に支給される公的年金の額の加算の対象となっていないとき
- ・ 子どもが児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき

平成10年3月31日以前に手当の支給要件に該当したものの、手当の申請をせず、かつ、その間に手当の支給要件に該当しない要件が発生しなかった場合、原則として申請をすることができません。

また、戸籍上婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）も手当受給の対象にはなりません。現在受給中の方も、事実婚の実態が判明した場合、手当を返還していただくこととなります。

支給額（全額支給の場合）

- 1人↓月額41,880円
- 2人↓月額46,880円
- 3人目以降↓月額に3,000円ずつ加算

手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、12月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

年齢

18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

児童扶養手当受給者にかかわる優遇制度があります。（JR通勤定期乗車券の割引制度など）

詳しくは役場健康生活課へお問い合わせください。

特別児童扶養手当とは？

一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。

ただし、次の場合は支給されません。

- ・ 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・ 子どもが障害による公的年金を受けられるとき
- ・ 子どもが児童福祉施設等に

児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育費
	全部支給	一部支給	
0	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

所得制限未満の場合、全部支給または、一部支給となります。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

特別児童扶養手当所得制限限度額

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000円	6,536,000円
2	5,356,000円	6,749,000円
3	5,736,000円	6,962,000円

所得制限未満の場合に支給となります。一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。

入所しているとき

支給額

重度の場合↓1人につき月額50,900円

中度の場合↓1人につき3,900円

手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

児童扶養手当、特別児童扶養手当に該当する場合は、健康

康生活課にご相談ください。

ただし、各制度ともに所得制限があります。（外国人の方も受給できます）

これらの手当は、申請をした翌月からの対象となります。

また、各制度の受給者が受給要件に変更があった場合（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）は、お申し出ください。

4 4 健康生活課児童係 21